

# 協力し合い 理解し合い 冬を過ごしましょう！

## ①町道の除排雪について

- ・道路に雪は出さないでください。
- ・雪を置かれて困る場所には、赤い旗で表示してください。
- ・屋根の雪が道路に落ちないようにしてください。
- ・路上駐車はやめてください。
- ・道路に張り出した立木・枝については、伐採等の処理をお願いします。
- ・除雪に関する要望・苦情等は、区長さんを通じて連絡願います。



※「雪を積ませていただく場所」や「積ませていただいた雪及び農耕地等へ入った砂利等の除去」については、例年地区の皆様からご協力をいただいております。本年度も宜しく願います。

## ②流雪溝・水路の利用について

水上がりに注意し、節度ある水路への投入を！

### ●大雪の日は・・・

水路への投入は手作業で必要最小限に！

### ●水上がりした場合は・・・

地域ぐるみで水上がりを理解し、相互の協力で解決しましょう。  
水上がりの知らせがあった時は、水路への投入は絶対にやめてください。

- ・投入作業が終わったら、蓋を完全に閉めてください。

【写真】町道十日町羽場線でポンプを利用した排水処理  
平成28年1月20日 ▶

利用者のマナーで  
水上がり防止を！

機械による投入は  
やめてください！



## ③農業用施設について

- ・ビニールハウスや畜舎など施設の除雪はこまめに行いましょう。
- ・大雪等の災害に備え、施設共済等のセーフティネットへの加入を検討しましょう。

#### ④高齢者宅等の除排雪について

高齢者や障がい者等で、自力で除雪できない方に対し、敷地内除雪（間口含む）及び雪下ろしにかかわる作業の人件費を、町が支援する「金山町除雪費支給事業」があります。申請手続きが必要となりますので、ご利用なさる方は役場健康福祉課まで連絡ください。

【対象者】住民税が課税されていない世帯又は均等割のみ課税世帯で、

- ・病弱な一人暮らし高齢者もしくは高齢者夫婦
- ・心身障がい者で病弱な方
- ・前述と同程度と認められる方

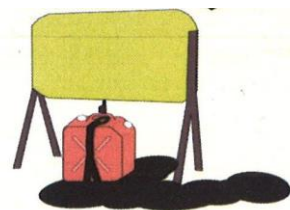
※同居のご家族で除雪できる方がいる場合や親族（三親等内）の方から除雪の支援が受けられる場合は対象外となります。

【助成額】住民税非課税世帯 経費の9割（最大で64,800円を支給）

均等割のみ課税世帯 経費の7割（最大で50,400円を支給）

#### ⑤火災・雪害事故防止について

- ・ストーブの上には洗濯物を干さないようにしましょう。
- ・ストーブに給油する時は、必ず火を消してからしましょう。
- ・ホームタンクから給油する時は、その場から離れないようにしましょう。
- ・夕方からの外出は、明るく目立つ服装を心がけ、左腕に「命のバンド」（夜光反射材）を着用しましょう。
- ・屋根の雪を下ろす際は、ヘルメットと命綱を着用し、2人以上で作業を行いましょう。
- ・家庭用ロータリ除雪機械に詰まった雪を除去する時は、必ずエンジンを止め、安全に作業を行いましょう。



#### 【雪に関する問い合わせ窓口】

- ①町道の除排雪に関して：役場 環境整備課管理係 ☎29-5627（直通）
- ②流雪溝・水路の利用に関して：役場 環境整備課建設・景観係 ☎29-5628（直通）
- ③農業用施設に関して：役場 産業課農政係 ☎29-5644（直通）
- ④高齢者宅等の除排雪に関して：役場 健康福祉課福祉係 ☎29-5613（直通）
- ⑤火災・雪害事故防止、その他雪に関して：役場 町民税務課くらし安全係 ☎29-5609（直通）
- 国道の除雪に関して：新庄国道維持出張所 ☎22-1581
- 県道の除雪に関して：最上総合支庁道路計画課 ☎29-1389

#### 【参考まで】

消防署金山支署 ☎52-2913

新庄警察署金山駐在所 ☎52-2922

町立金山診療所 ☎52-2915

電線の垂れ下がりや断線を発見した場合の連絡先

東北電力ネットワーク：☎0120-175-366

NTT 東日本：☎0120-444-113